

令和4年度 稼げる観光商品化支援事業補助金 交付要綱

(目的)

第1条 富山市が拠点となる高付加価値な観光商品の開発を推進するために、市内の観光関連事業者が行う「稼げる観光商品」の造成経費に対し、費用の一部を補助することにより、新たに稼げる観光商品の開発を推進して観光地としても選ばれる都市を目指すことを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 下記のいずれかを満たす新規に造成する事業とする。

(1) 富裕層にも対応できる高付加価値な観光商品造成に係る事業

本市の地域資源を生かした本質的な商品で、新たな観光素材やルートを発掘するものや、既存の観光素材を見せ方やストーリー性の付与などにより、上質な観光商品として造成するものを想定。

※観光商品とは…観光プログラム又は観光ツアー(募集型企画旅行)

※観光プログラムは、市内で実施するものとする。

※観光ツアーは、富山市内に1泊以上宿泊し、本市に滞在するプランを組み込むこと。

(2) S D G s 教育旅行プログラム造成に係る事業

富山市S D G s 教育旅行の趣旨に合致する教育旅行に対応できるS D G s をテーマとしたプログラムを想定。

※プログラムの教育的側面とS D G sとの関連性を明確に示したワークシートを作成すること。また、ワークシートは既存の富山市S D G s プログラムワークシートを活用すること。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は以下の通りとする。

(1) 商品開発に係るアドバイザー謝礼、旅費、委託料

(2) 商品開発に係る調査費、備品購入費

(3) 媒体制作に係る印刷費、デザイン費

※媒体には必ず「新商品」の表記をすること。

(4) 広告宣伝費（PR事業等）

(5) その他富山市観光協会長（以下「会長」）が認める経費

(補助金交付額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内（1事業あたり300,000円を上限額）とする。補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第5条 交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

富山市に所在し、「宿泊施設」「食」「体験」等の地域資源を活用し、高付加価値の観光商品及びSDGs教育旅行プログラム造成を行う観光関連事業者（旅行事業者、宿泊事業者、交通事業者、飲食事業者、小売り事業者、その他観光客への商品サービスを提供する観光事業者等）。

(補助金の交付申請)

第6条 交付申請は次に定めるものとする。

(1) 補助金の申請期間

令和4年10月12日から令和4年11月11日（17:00必着）まで

(2) 補助対象期間

交付決定日から令和5年2月28日まで

(3) 申請書類

補助金の交付を受けようとする事業者は、あらかじめ補助金交付申請書等（様式第1号）を会長に提出するものとする。

(4) 提出方法

郵送または電子メールにて送付すること。

(5) 提出先

〒930-0081 富山県富山市本丸1-45

富山市観光協会（E-Mail：info@toyamashi-kankoukyoukai.jp）

(補助金の交付決定)

第7条 会長は、前条に規定する補助金交付申請書について、その内容を審査の上、適当と認めた場合は受理し、補助金の交付を決定するものとする。

(事業の変更)

第8条 事業者は前条の交付決定を受けた後、変更があった場合は、すみやかに富山市観光協会（以下「観光協会」という。）に連絡を行い、交付の対象となるか確認しなければならない。

(事業の中止)

第9条 事業者は前条の交付決定を受けた後、事業が中止となった場合は、すみやかに観光協会へ報告しなくてはならない。

(実績報告及び補助金の交付請求)

第10条 申請者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日または令和5年3月18日のいずれか早い期日までに、速やかに実績報告書（様式第2号）を協会に提出しなければならない。

(交付金額の確定及び交付)

第11条 会長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の額を確定し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の請求)

第12条 申請者は、額確定の通知を受け取った後、補助金の請求書（様式第3号）を協会に提出しなければならない。協会は、適切な請求書の提出があった場合、30日以内に補助金を支払うこととする。

(交付決定の取消し等)

第13条 会長は、虚偽の申請又はその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対しては、交付決定を取消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(事業の終了)

第14条 補助金の交付決定額が当該年度予算に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月12日から施行する。

この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。